

令和9年度 川越市保育所入所基準指数表

◎基準指数

就 労 形 態 等	詳 細 等	指 数
就 労	時間数(月間)150～	21
	時間数(月間)140～149	19
	時間数(月間)130～139	17
	時間数(月間)120～129	15
	時間数(月間)110～119	13
	時間数(月間)100～109	11
	時間数(月間) 64～ 99	9
内 職		8
就 労 内 定	時間数(月間)120～	14
	時間数(月間) 64～119	8
求 職 活 動		5
妊 娠 ・ 出 産		25
疾 病 (保 護 者 ノ 診 断 書 等)		22
介 護 ・ 看 護	常時付添を要する	21
	週5日以上付添を要する	19
	週3日以上付添を要する	17
就 学		18
就 学 予 定		7
障 害 者 手 帳	1 ・ 2級	25
	3級	22
療 育 手 帳	①A ・ A	25
	B ・ C	22
精 神 障 害	手帳所持者・45条該当 ※精神保健及び精神障害者福祉法 第45条に定める精神障害者保健福 祉手帳	25
災 害 復 旧		40
DV 被 害		40

○審査方法について

- ・児童の入所指数は、基準指数と調整指数の合計となります。
- ・基準指数は、父母それぞれの指数を合算し世帯の指数とします。
- ※複数の類型に該当する場合は、父母それぞれ一番配点の高い類型の基準指数を適用することとします。
- ・入所指数の高い方から保育の実施決定をします。
- ・入所指数が並んだ場合、希望の高い順から決定します。
- ・DV被害の場合、別途ひとり親の確認書類があれば調整指数が加点されます。
- ・期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職活動の基準指数を適用します。

◎調整指数

保 護 者 等 の 状 況	指 数
ひとり親家庭	40
父母不存在	60
認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務(内定含む)する保育士・幼稚園教諭・保育教諭	6
生活保護	3
65歳未満祖父又は祖母と同居(保育が必要な旨の証明なし)	-5
自営で協力者	-2
保育利用申請において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」旨の申し出がある場合	-100

児 童 の 状 況 等	指 数
兄弟姉妹が同時に新規申請する場合	2
多胎児が同時に新規申請する場合	2
小学生以下の兄弟姉妹がいる児童が新規申請する場合	1
保育所等に在園する児童(1号認定含む)の兄弟姉妹が新規申請する場合	2
兄弟姉妹(1号認定含む)が在園する保育所等にのみ転園申請する場合	7
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して新規申請する場合に加点)※	21
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して連携施設を第一希望として新規申請する場合に加点)※	7
認可外保育施設、幼稚園、認定こども園(1号認定)、一時預かりを1ヵ月あたり10日以上利用している場合	2
障害児	12
兄弟姉妹が障害児(介護・看護の場合に加点)	3
児童福祉等の観点から、特に保育の優先利用が必要とされた場合(被虐待児童など)	25

※地域型保育事業の卒園児童の指数(21点)と連携施設の新規申請の指数(7点)は重複して加点され28点となります。

○入所指数と希望順が並んだ場合の優先順位

1	要支援・要保護児童(被虐待児童など)
2	ひとり親家庭・DV被害・父母不存在
3	災害復旧
4	妊娠・出産
5	保護者障害あり
6	疾病
7	兄弟姉妹が障害児
8	介護・看護
9	就労
10	就学

○就労世帯が同点、同希望順の場合の優先順位

1	兄弟姉妹の在園あり
2	県外に単身赴任
3	保護者の勤務先所在地(市内、県内、県外に振り分けをし下記の順) ①県外・県外 ②県外・市外 ③市外・市外 ④県外・市内 ⑤市外・市内 ⑥市内・市内 ※就労先が2か所以上の場合は、最も勤務時間が長い就労先で振り分け ます。
4	就労時間(保護者の合計時間)
5	多児童(同一世帯内の児童数)
6	短時間勤務取得(予定)なし
7	保育料算定における課税額(合計額が少ない世帯を優先)